

八雲町地域防災計画

令和6年3月

八雲町防災会議

3 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 設置基準

災害対策本部は、基本法第23条の2の規定により、災害時、災害の状況に応じて次の基準の一に該当し、対策本部長が必要と認めるときに設置する。

■災害対策本部設置基準

災害種別	基準
風水害	<ul style="list-style-type: none">・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。・多くの住家や人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	<ul style="list-style-type: none">・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
地震・津波	<ul style="list-style-type: none">・震度6弱以上の地震が発生したとき。・本町沿岸に大津波警報が発表されたとき。・地震・津波による大規模な被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。
大事故等 (海上災害) (鉄道災害) (道路災害) (危険物等災害) (林野火災) (大規模停電災害)	<ul style="list-style-type: none">・大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想される時。・被害が大規模なとき。・人命の救助救出活動の難航が予想される時。・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想される時。
冷(湿)害	<ul style="list-style-type: none">・各地で冷(湿)害被害が発生したとき。

1 非常配備基準

非常配備体制及び配備の基準は、次のとおりとする。

(1) 八雲地域

配備体制	設置時期	配備内容
第一配備 (準備体制)	<p>【風水害等】 ○大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮の警報及び土砂災害警戒情報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。</p> <p>【地震災害】 ○震度4の地震が発生したとき。</p> <p>【津波災害】 ○津波注意報が発表されたとき。</p> <p>【その他】 ○後発地震への注意を促す情報等が発信されたとき。 ○対策本部長が必要と認めたとき。</p>	特に関係ある対策部員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制
第二配備 (警戒体制)	<p>【風水害等】 ○大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮の警報及び土砂災害警戒情報が発表され、町内に小規模災害が発生、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>【地震災害】 ○震度5弱又は5強の地震が発生したとき。</p> <p>【津波災害】 ○津波警報が発表されたとき。</p> <p>【地震・津波災害】 ○町内に地震・津波による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>【その他】 ○対策本部長が必要と認めたとき。</p>	災害対策に関係ある対策部員で情報収集、連絡活動及び応急措置の実施
第三配備 (非常体制)	<p>【風水害等】 ○特別警報が発表され、広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が特に甚大であると予想されたとき。</p> <p>【地震災害】 ○震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>【津波災害】 ○大津波警報が発表されたとき。</p> <p>【地震・津波災害】 ○町内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>【その他】 ○予想されない重大な災害が発生したとき。 ○対策本部長が必要と認めたとき。</p>	八雲地域の全職員が参集して防災業務に従事

○計画地概要

1. 計画地の位置

計画地は国道5号線より約1.9km程西側に移動したところであり、現役場庁舎にほど近い場所に位置します。前面の幹線道路である道道八雲北檜山線は比較的交通量も少ない閑静なエリアです。計画地南側に「航空自衛隊八雲分屯基地」があり、道道をさらに西側へ進むと、北海道新幹線 新八雲駅(仮称)に繋がることで、今後の人流の変化が想定される場所です。

下記に主要幹線道路など周辺環境を示します。





1. 国の地域未来交付金の概要

避難所の生活環境改善をはじめ、防災・減災に必要な車両や資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も含めて検討し、整備することについて支援する。

【国が提示する主な車両や資機材の例】

- 快適なトイレ環境…トイレカー、トイレトレーラー、簡易トイレ等
- 温かい食事や多様なメニュー…キッチンカー、キッチンコンテナ、炊き出し用資機材等
- プライバシー確保、ベッド…テント式のパーティション、屋内用インスタントハウス、簡易ベッド等
- 入浴環境…シャワーカー、仮設入浴設備
- 今回購入する資機材の備蓄に必要な倉庫の整備に限り可能 **※取得単価 1 件当たり 1 0 万円以上**

2. 資機材購入により目指す地域防災力向上の在り方

(1) 避難所の生活環境の向上

昨年に引き続き、避難所の生活環境を確保し、避難者が安心して過ごせる空間を提供することを目的として、ジェットヒーター、組立式トイレ、LEDバルーンライト、災害用テントを整備する。

(2) 孤立する可能性のある集落における分散備蓄拠点の確保

7/30カムチャツカ半島地震を踏まえ、これまで「一時的に逃げ込む場所」として重要視されてこなかった「指定緊急避難場所」における考えが抜本的に強化（国の最新改定）

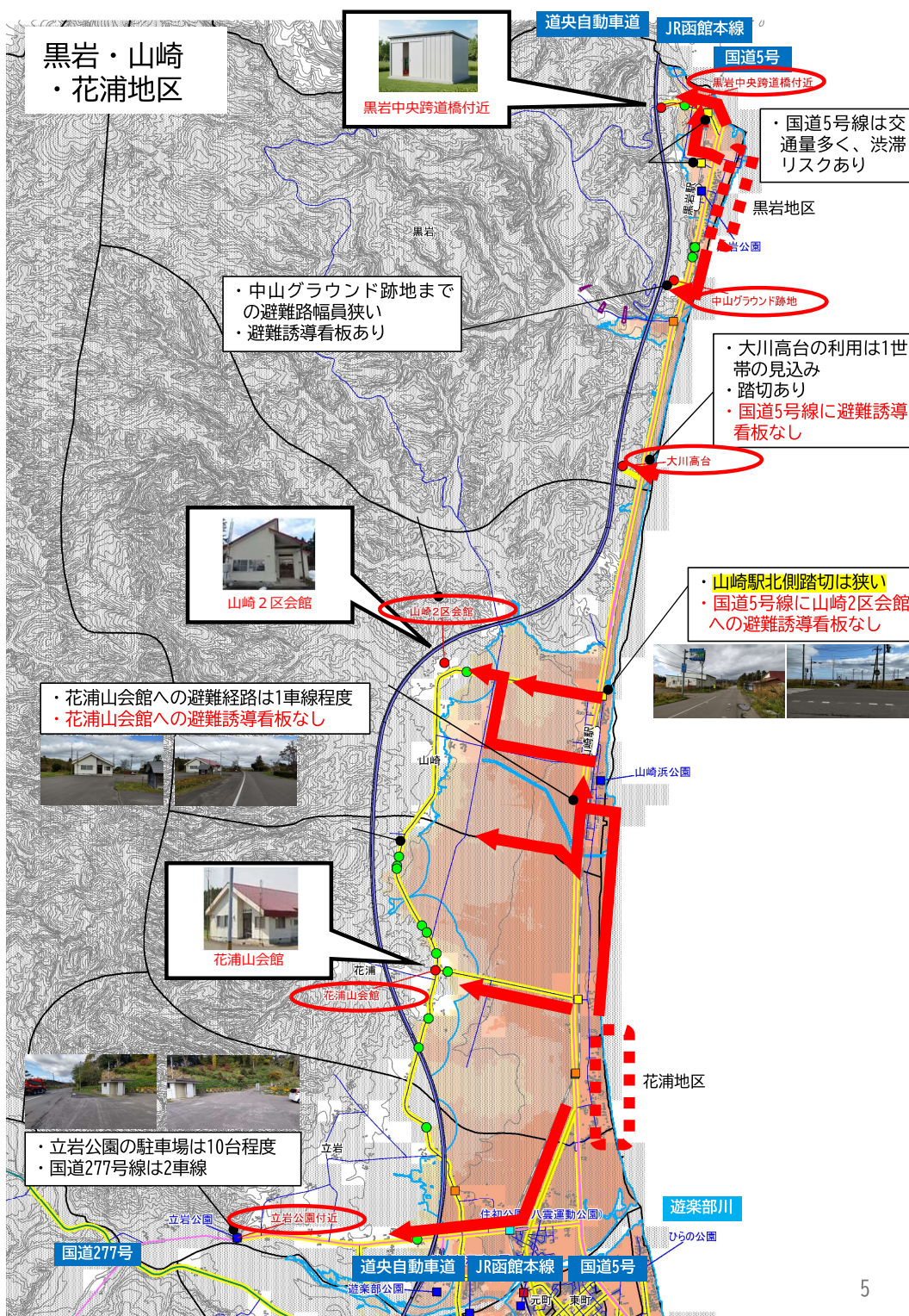
- ①八雲町においても地理的リスクと「公助の限界」の露呈
 - ・主要道路（国道5号、道道等）が津波浸水想定区域と重複していることから、道路寸断により孤立する可能性のある集落がある。
 - ⇒災害時、役場職員が備蓄品を持参することが困難な地域が発生する。
- ②孤立する可能性のある集落へあらかじめ備蓄品を配備
 - ・導入する資機材を単なる「保管品」に終わらせず、地域の結束を高め、ハード・ソフト一体となった地域自活能力の向上を図る。

「避難所環境改善整備事業」

品目	数量	金額（千円）
ジェットヒーター	5	2,080
組立式トイレ	10	1,962
LEDバルーンライト	5	2,085
災害用テント	5	2,480
防災備蓄庫	2	4,376
交付対象事業費		12,983



【写真はイメージです】



◎八雲町は津波浸水想定区域が、主要道路（国道5号、道道、高速道路等）と重複しており、通行規制や渋滞が発生しやすい。

◎主要道路が寸断されれば、黒岩、山崎、落部、栄浜地区等の集落において、孤立するリスクが極めて高い。

➡職員の派遣は困難。

◎孤立期間が長期化した場合、必要な物資（水、食料、衛生用品等）が即座に不足する恐れがあり、外部からの支援が断たれた状況下でも、地域内で最低3日間（72時間）を持ちこたえるための備蓄強化が必要不可欠。

➡公助の空白を埋める自助・共助の強化

◎黒岩中央跨道橋付近に防災備蓄庫を設置するとともに、山崎2区会館、花浦山会館にも防災備蓄品を分散備蓄する。

避難行動要支援者の進め方について(案)

庁舎内外の推進体制の整備

①役割分担・名簿提供

避難支援等関係者	平時	災害発生時	名簿提供
ア 消防機関 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の消防本部、消防署及び消防団	○声かけ・見守り ○個別避難計画策定への協力 ○避難訓練等への参加	○消火活動 ○救助・救出活動 ○安否確認 ○避難誘導	対象者名簿及び同意者名簿の提供可
イ 警察機関 警察法（昭和29年法律第162号）第53条第1項の警察署	○声かけ・見守り ○個別避難計画策定への協力 ○避難訓練等への参加	○防犯活動 ○救助・救出活動 ○安否確認 ○検視・身元確認	同意者名簿の提供可
ウ 民生委員・児童委員 民生委員法（昭和23年法律第198号）の民生委員、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条の児童委員	○声かけ・見守り ○個別避難計画策定への協力 ○避難訓練等への参加	（できる範囲で） ○情報提供・安否確認 ○避難誘導・援助	同意者名簿の提供可
エ 社会福祉協議会 社会福祉法（昭和26年法律第455号）第109条第1項の市町村社会福祉協議会	○個別避難計画策定への協力 ○避難訓練等への参加	○被災した避難行動要支援者のニーズを把握し、ボランティアの調整	同意者名簿の提供可
オ 自主防災組織 災害対策基本法5条第2項に定める自主防災組織（任意団体）	○声かけ・見守り ○個別避難計画策定への協力 ○避難訓練等への参加	（できる範囲で） ○情報提供・安否確認 ○避難誘導・援助	同意者名簿の提供可
カ 町内会 地方自治法第260条の2第1項に定める町内会（任意団体）	○声かけ・見守り ○個別避難計画策定への協力 ○避難訓練等への参加	（できる範囲で） ○情報提供・安否確認 ○避難誘導・援助	同意者名簿の提供可
キ その他避難支援等の実施に携わる関係者（ボランティア団体、企業等）	○声かけ・見守り ○個別避難計画策定への協力 ○避難訓練等への参加	（できる範囲で） ○情報提供・安否確認 ○避難誘導・援助	同意者名簿の提供可

※避難支援等関係者については防災計画 ※災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針（改定第4版）



1. 事業の目的と背景

激甚化する自然災害に対し、行政の公助のみならず、地域住民による「自立的な防災活動」の重要性が高まっていることから、地域防災の核となる専門知識を持った人材を育成・組織化し、地域防災力の底上げ及び裾野を広げることを目的とする。

2. 制度の概要

本制度は、「資格取得の経費助成」に留まらず、取得前後の「地域活動への参画」を要件としたステップアップ型の支援制度としている。



STEP 4. 地域防災リーダー

防災リーダーとして各地域での活動

STEP 3. 防災士資格取得

専門的な知識・技能の習得と防災リーダーとしての自覚の醸成

STEP 2. やくも防災ネットワーク加入

地域防災活動母体への加入と横のつながりの構築（防災活動の実践の場）

STEP 1. 北海道地域防災マスター認定研修

道主催の防災人材育成認証制度（登録制）基礎知識の習得

○なぜ、ステップアップ方式なのか？

- ・「ペーパー防災士」= 資格取得が目的とならぬよう
→ 資格取得後の防災活動の「質」「実効性」の確保
- ・「個」の力を「組織」の力へ変えるネットワーク化
→ ネットワーク組織での活動が前提
- ・「自ら学び、地域に貢献したい」という強い主体性を持つ人材をサポート
→ 防災の要となる「地域防災リーダー」の着実な育成

数（量）の追求より、組織（質）の追求



やくも防災ネットワーク

防災士17名
地域防災マスター44名 計61名

防災士資格支援

- ① 防災士研修講座の受講料 55,800円
- ② 防災士資格取得試験受験料 3,000円
- ③ 防災士認証登録申請料 5,000円
- ※ 補助金額 上限63,800円
- 令和8年度予算案 957,000円（15名）

【助成要件】

- 八雲町内に住所を有する者又は勤務する者であること。
- 北海道地域防災マスターの認定を受けていること。
- やくも防災ネットワークに属し、八雲町ややくも防災ネットワークが実施する防災活動を能動的に実施する意思があること。など



防災イベントの企画運営



講演会・勉強会の主催



避難訓練のサポート
災害時の避難所運営等